

令和2年4月15日

都道府県剣道連盟会長 殿
全国組織剣道関連団体会長 殿

全日本剣道連盟
専務理事 中谷行道

剣道六段、七段、八段並びに居合道八段及び杖道八段審査会

先般延期を決定した剣道六段、七段審査（京都、愛知）、剣道八段審査（京都）、居合道八段審査（京都）、杖道八段審査（京都）は、以下の通り実施することとします。ただし、新型コロナウィルス感染症の蔓延状況により、再度変更することもありますので、ご留意ください。

剣道六段、七段、八段審査

- 本年（令和2年）9月に実施します。
- 日程、審査会場等審査要項が決まり次第、全剣連HP、都道府県剣道連盟等を通じ、連絡します。
- なお、この審査会は4月及び5月の審査会（京都、愛知）の代替です。したがって受審できる方は、4月及び5月の審査会（京都、愛知）に受審を申し込んだ方に限られます。合格日は4月又は5月の延期前に予定されていた実施日として取り扱います。
- また、4月及び5月の審査会（京都、愛知）で払い込まれた審査料は、この審査に充当します。
- ただし、日程の都合等で受審できない方は、別途定める期日までにお申出頂ければ、審査料を返還します。申出期日は、審査要項発表と同時にお知らせします。
- 海外剣連を通して受審を予定している方については、全剣連から各国剣連会長へ送るメールの内容に従ってください。

居合道八段、杖道八段審査

- 居合道八段（京都）、杖道八段（京都）は、8月に実施します。
- 日程、審査会場等審査要項が決まり次第、全剣連 HP、都道府県剣道連盟等を通じ、連絡します
- 受審資格、審査料の取り扱いは剣道と同じです。海外剣連を通じた受審者は、剣道同様各国剣連会長の指示に従ってください。

以上

本件問い合わせ先
全剣連・事業部門 高澤、千葉
03-3234-6271